明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ふっ化物 りん化合物 カリウム塩 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料 酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫酸 その他の無機薬品 火薬類	ふっ化水素酸 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アゾ顔料 フタロシアニン系顔料 硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム よう素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 化学石こう 火薬及び爆薬	全部	無機薬品・火薬類月報
触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）		全部	触媒月報
高圧ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 窒素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全部	高圧ガス月報
有機薬品及び写真感光材料 コールタール製品 環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品	コールタール 粗製ベンゼン クレオソート油 ナフタリン 副生硫酸アンモニウム ジフェニルメタンジイソシアネート シクロヘキサン 無水フタル酸	全部	コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報
メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 写真感光材料	ホルマリン 塩化メチル 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エポキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水マレイン酸 写真フィルム	全部	有機薬品及び写真感光材料月報